

京都市内における廃棄物処理法による届出等について

届出等は、元請業者（排出事業者）が行ってください。

1. 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の報告

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

第10条 法第12条の2第6項に規定する事業者は、同項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、又はこれを変更したときは変更の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置、変更報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

特別管理産業廃棄物管理責任者設置、変更報告書には、資格証明（廃棄物処理法施行規則第8条の17）もしくは講習会修了書のコピーを添付してください

「特別管理産業廃棄物管理責任者」に関する講習会

実施機関：(財)日本産業廃棄物処理振興センター

東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル TEL 03-3668-7311

申し込み・問い合わせ（京都会場）

(社)京都府産業廃棄物協会 伏見区深草西浦町4丁目35番地 TEL645-3085

開催回数：京都会場で年／4回程度（直近の京都での開催は平成18年3月2日（木））

※ 全国共通ですので、受講地はどちらでもかまいません。

2. 「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の提出（廃掃法第18条関係）

毎年6月30日までに前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の処理状況に関して「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」を提出してください。（排出事業場が短期設置の場合は、工事完了後速やかに提出をお願いします。）

3. 提出窓口

〒604-8101 京都市環境局事業部廃棄物指導課

中京区柳馬場通御池下ル御池八幡町65 京都朝日ビル4F

TEL 075-213-0926 FAX 075-221-6550

URL <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/sanpai/>（1,2の書式はダウンロードできます。）

特別管理産業廃棄物管理責任者 **設置
変更** 報告書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日	
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	
		電話 ー	
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を <input type="checkbox"/> 設置した <input type="checkbox"/> 変更した ので報告します。			
事業場の名称又は屋号	電話 ー		
事業場の所在地	〒		
発生する特別管理産業廃棄物	種 類	年間発生予定数量	
特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名			
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	資格の種類		
	学 歴		
	実務経験	年	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の事由	<input type="checkbox"/> 事業場の設置 <input type="checkbox"/> 人事異動 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の事由が生じた年月日	年 月 日		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8の17各号に掲げる資格をいいます。

様式特管処理

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

報告者
住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

平成 年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

事業場の名称 <small>ふりがな</small>									
事業場の所在地		京都市 区				電話番号			
発生		自己処理（中間処理又は処分）				委託処理			
特別管理産業 廃棄物の種類	発生量	処理場所	処理量	処理後量	処理方法	処理量	収集運搬業者名（許可番号）	処分場所住所	処分方法
							処分業者名（許可番号）		

（記入者：所属 氏名 電話 ）

備考1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した特別管理産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出してください。単位はt又はm³、(%)を明記（当該年度に実績がなかった場合もその旨ご報告ください）

2 処理を委託した場合は、委託処理の上段に収集運搬、下段に処分の内容を記載してください。

3 従来の様式33号による報告も可能です。